

NPO法人リーガルセキュリティ倶楽部
理事長 生 千 歳 殿

日本弁護士連合会
裁判員制度実施本部事務局長 小 野 正 典

裁判員制度について、約1ヶ月にわたり、貴倶楽部のホームページで取り上げていただき、ありがとうございます。また、ホームページ上に、私たちの意見を掲載する機会を与えていただき、ありがとうございます。

貴倶楽部からいただきました貴重なアンケート結果やご意見をふまえ、私たちの意見を申し上げます。

1 制度理解と参加意欲アンケートについて

裁判員制度への理解と参加意欲に関するアンケートの結果、「裁判員制度を理解しているし参加したい」とされるご回答が約3割ございました。そのようにお答えいただいた方の自由意見では、「市民が参加し社会常識を反映していくこと」、「罪を裁くことの意味を考えると、裁判員制度の意義を的確にご指摘いただいております。私たちは、現段階でのこの3割という数字は、決して小さな数字ではないと考えます。

また、「理解していないが参加したい」とのご意見の中には、制度の詳細を知らないものの司法参加の意義はご理解いただいていると思われるご意見もあります。それらを合わせると、裁判員制度を理解し「参加したい」と考えておられるご意見の数は、さらに多いとも感じております。

しかし、約6割の方は、参加したくないとご回答されました。私たちは、「理解しているが参加したくない」とのご回答を真摯に受け止めます。そして、参加意欲をそいでいるものは何かを具体的につかみ、今後進められる制度設計の中で、問題点を解消すべく、努力していきたいと思っております。また、裁判員制度の意義を広げる活動を引き続き進め、「理解していない」とご回答された方が、「理解はした」とご回答いただけるよう、今後ともさまざまな活動をしていきたく存じます。

2 参加したくないとのご意見について

「裁判員制度を理解しているが参加したくない」とのご回答の主な理由は、「参加する自信がない」、「仕事を休むことは難しい」、「身の危険にさらされないか」というものであると考えます。以下それぞれについて意見を申し上げます。

(1) 参加する自信がない(参加する資格・能力がない)

「人を裁くことはできない」「感情に流されてしまうのではないか」「裁判官と議論する

ことが果たしてできるのか」・・・裁判員としての仕事をする自信や資格、能力がない、というご回答がありました。

こうした不安やご懸念は、裁判員としての仕事が、大変難しいものと考えられているためのように思われます。しかし、それは誤解です。裁判員としての仕事は、市民の方々が日常行っていることの延長上にあるものです。

裁判員としての最も重要な仕事の1つは、「事実認定」と呼ばれるもので、刑事裁判にかけられた人（被告人と呼ばれます）が、罪を犯したのかどうか、そのとき何が起こったのかを考え、判断することです。この判断の仕方ですが、実は、市民の方がふだん行っていることと同様です。

例えば、喧嘩になった友人同士のいざこざを解決しようとするとき、喧嘩の原因は何かを考えることになるでしょう。どちらの友人に問題があったのか、本人たちや、その周りの人から事情を聞いたりするでしょうし、喧嘩のきっかけが私物の貸し借りであれば、その私物を見たりすることもあるでしょう。こうしたいろんな事情を総合して、どちらの言い分が正しいか判断すると思います。

刑事裁判も同じです。被告人が罪を犯したのかどうかの判断は、いろんな人の言い分を聞いて、事件に関連する物や写真を見て、検察官の言い分が本当かどうかを考える過程なのです。そこで必要なのは、法律ではなく、「普通だったらこうなるな」というその人の社会常識や感覚です。ぜひ、このことをご理解いただきたいと思います。

裁判官と対等に議論できるのか、不安を感じている方もあるでしょう。しかし、裁判官は評議の中で、裁判員が議論しやすいように議論の進行を工夫されると思います。我々としなくても、裁判員が意見をいいやすい評議の進め方について、積極的に提案していきたいと考えています。

感情に流されるのではないかと不安もあるかもしれませんが、検察官や弁護人は、市民のみなさんの前に証拠を出して見せ、わかりやすく説明し、証拠をもとにして考えていただきたい、と、みなさんを説得するでしょう。裁判員6人、裁判官3人の9人で議論をするのですから、感情だけで結論を出すことはできないと考えます。

手続の流れや法律については、あらゆる機会に説明されます。この制度が市民のみなさんをお願いしていることは、ご自身がお持ちの社会常識だけを携えて裁判所においていただくこと。これに尽きるのだと考えます。

なお、司法への市民参加は、世界80以上の国と地域で実施されております。世界のあらゆる地域で現に行われている制度ですから、日本人もその能力を十分持っており、制度の定着も可能であると考えます。

(2) 仕事を休んで参加することは難しい

法は、「雇用者は、従業員が裁判員の義務を果たすことを妨害してはならない」と規定しており、雇用者は、裁判員の義務を務めたことを理由に解雇してはならないものとされて

います。しかし、裁判員となって仕事を休むには、職場の上司のみならず同僚の理解も必要ですし、仕事を休む間の経済的負担の問題など、さまざまな問題が起こります。私たちは、企業に対して制度の理解を広げる広報活動を行う必要があると考えます。また、裁判員が参加しやすい環境整備の一環として、これらの問題を解決していくよりいっそうの法整備が必要と考えています。

なお、どうしても仕事を休むことができない事情がある場合には、裁判員を辞退することが可能です。

(3) 身の危険にさらされないか

裁判員の氏名や住所といった個人情報、法律で、公表を禁止しており、これを公表した者は処罰されることとなっています。また万一、個別の事件で、裁判員の身の危険が予想される場合には、状況に応じて、裁判員の身を守るための手段が取られるものと思われます。なお、法は、裁判員の身の危険があり、裁判員の出頭が難しいと判断される場合には、裁判員裁判ではなく、職業裁判官のみの裁判とすることができるとしております。

3 裁判員制度を作った理由について

裁判員制度に参加したくないとお気持ちは、制度そのものに対する疑問から出ています。

裁判員制度の導入には、さまざまな理由がありますが、ここでは、特に「私たちの社会のルール、私たち自身の自由を守る」という観点から意見を申し上げます。

刑事裁判は大変重いものです。刑事裁判では、検察官が罪を犯したと考える人を裁判にかけ、有罪となった場合に、刑務所へ行くなどの刑を科せられます。刑事裁判は、ある人の自由を奪う結果をもたらすものです。

罪を犯した人は、罪を償い、ふたたび罪を犯さないようにしなければなりません。私たちの自由な社会のルール違反者に対しては、二度とルール違反のないように、私たち自身が考えて結論を出す。それは、自分たちの平穏な生活、自由を守っていく過程そのものです。

一方、刑事裁判にかけられるのは、必ずしも罪を犯した人ばかりではありません。無実であるにもかかわらず、刑事裁判にかけられてしまうこともあるのです。その場合に、裁判の結果を誤ってしまつては重大な結果となります。そこに、私たち自身の目が入ることの重要性があります。

刑事裁判への参加は、自分たちの自由、平穏な生活を守ることを人任せにしない、自由を自分たちで守るというものです。裁判員裁判の根底には、こうした考え方があると思います。

医療の現場には、インフォームドコンセントという言葉があります。これまでお医者さんにお任せであった医療が、お医者さんから十分説明を聞き、自分で判断していく医療へ

と転換してきました。自分自身のことを自分で決定することの重みです。

刑事裁判についても同じことがいえるのではないかと、私たちは考えています。

刑事裁判への関与は、大変責任が重いものです。そのため、参加に消極的な意見が多くなるのも、当然のように思います。

しかし、実際に参加をし、経験をしていただくことによって、その責任の重さと裁判員の任務の重要性をご理解いただけるものと思います。

日弁連は、2001年、検察審査会の審査員経験者2300人にアンケートを行いました。検察審査会は、無作為に選ばれた市民11人で検察官の不起訴処分を再検討するところです。アンケートの結果は、検察審査会に参加する前は参加に消極的な方が多数であったのに対し、参加後は、参加してよかったとの回答が98%に上りました。

私たちは、制度施行前から、より多くの市民の方々に、模擬裁判員を体験し、裁判の流れや任務を実感していただけるよう、模擬裁判や模擬評議を各地で企画していきたいと考えています。

私たちは、裁判員制度導入に向けて、よりよい制度を作るため、また、裁判員の方々が参加しやすい裁判を実現するために、さまざまな取り組みを行っています。

裁判員制度へのご理解とご協力をお願いいたします。